

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年5月29日

【会社名】 インターライフホールディングス株式会社

【英訳名】 INTERLIFE HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 及川 民司

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座六丁目13番16号 銀座ウォールビル11階

【電話番号】 03(3547)3227(代表)

【事務連絡者氏名】 広報・IR室長 川島 仁

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座六丁目13番16号 銀座ウォールビル11階

【電話番号】 03(3547)3227(代表)

【事務連絡者氏名】 広報・IR室長 川島 仁

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年5月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年5月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行したく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。また、その他不要となった規定の削除、明確化のための文言の調整および条数の変更等、所要の調整を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、及川民司、香川正司、柴田裕実、庄司正英、高橋公一、三吉達治、奥村昭雄、大前哲也の8氏を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、中沼和平、江原均、内藤信夫、北本幸仁の4氏を選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

監査等委員会設置会社移行に伴い、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額200百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）（ただし、使用人分給与を含まない。）と定めるものであります。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることとし、対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役4名）となります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員会設置会社移行に伴い、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額30百万円以内と定めるものであります。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることとし、対象となる監査等委員である取締役は4名となります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち非常勤の取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額の算定方法及び内容の決定の件

当社は、平成27年5月27日開催の第5期定時株主総会において、当社及び当社グループ会社（当社子会社と同子会社が100%出資する子会社を指します。）の取締役及び執行役員（社外取締役を除きます。）に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、今日に至っております。監査等委員会設置会社移行に伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち非常勤の取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じ。）に対する報酬枠として、改めて設定するものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続き上のものであり、実質的な報酬枠の内容は平

成27年5月27日開催の第5期定時株主総会においてご承認いただいた内容と同一であることから、相当であると考えております。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	148,891	576	0	(注)1	可決 99.52
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件					
及川 民司	148,623	844	0	(注)2	可決 99.34
香川 正司	148,637	830	0		可決 99.35
柴田 裕実	148,633	834	0		可決 99.34
庄司 正英	148,633	834	0		可決 99.34
高橋 公一	148,662	805	0		可決 99.36
三吉 達治	148,635	832	0		可決 99.34
奥村 昭雄	148,660	807	0		可決 99.36
大前 哲也	148,660	807	0		可決 99.36
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件					
中沼 和平	148,863	604	0	(注)2	可決 99.50
江原 均	148,819	648	0		可決 99.47
内藤 信夫	148,863	604	0		可決 99.50
北本 幸仁	148,857	610	0		可決 99.49
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件	148,590	877	0	(注)2	可決 99.31
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	148,587	880	0	(注)2	可決 99.31
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち非常勤の取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬の額の算定方法及び内容の決定の件	148,650	817	0	(注)2	可決 99.35

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決または否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

